

エックス線装置（第2号様式）の記入上の注意

1 エックス線装置の台数

- (1) 2台以上のときは別紙又はこの部分を追加記入する。
- (2) 主な用途：その他（ ）には治療、口内法撮影等を記入する。
- (3) X線装置毎に第2号様式の2、3の(1)を記入していく。

2 エックス線高電圧発生装置の定格出力

- (1) 短時間定格：管電流表示がmA s表示の場合は、mA sに記入する。
- (2) コンデンサ式：型式は「フィラメント点火式」「高圧印加式」のいずれかを記入する。

3 エックス線装置及びエックス線診療室の・・・構造設備及び予防措置の概要

3の(1) — ア エックス線装置の共通事項

- (1) 線管容器
 - ① 治療用で定格管電圧50 キロボルト以下は、接触可能表面から5cm の距離において1.0mGy/時間以下で、定格管電圧50 キロボルト超は、焦点から1m の距離において10mGy/時間以下であること。
 - ② 口内法撮影用エックス線装置で、定格管電圧125 キロボルト以下は、焦点から1mの距離において0.25mGy/時間以下であること。
 - ③ その他のエックス線装置は、焦点から1m の距離において1.0mGy/時間以下であること。
 - ④ コンデンサ式は、充電状態で照射時以外のとき、接触可能表面から5cm の距離において20 μ Gy/時間以下であること。
- (2) 総ろ過量
 - ① 定格管電圧70 キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置は、アルミニウム当量1.5mm 以上であること。
 - ② 治療用及び①の定格管電圧70 キロボルト以下の口内法撮影用以外のエックス線装置は、アルミニウム当量2.5mm 以上であること。

3の(1) — イ 透視用エックス線装置

- (1) 受像器の接触可能表面から10cm の距離において150 μ Gy/時間以下であること。
- (2) 透視の最大受像面の3cm 超の接触可能面積の放射線量が受像部の接触表面から10cm の距離において150 μ Gy/時間以下であること。

3の(2) エックス線診療室関係

- (1) 1週間の延べ撮影回数
撮影回数は、フィルムの枚数ではなく、投射回数の延べ最多回数及び最多時間（過去、将来を考慮して）を記入する。
- (2) 診療室の遮へい物の概要
 - ① 各区分の材料、厚さは材質とその厚さを記入（例：天井 石膏ボード 20mm）し、防護に関する措置は、鉛当量（mmpb）、コンクリート(mm)等を記入する。
 - ② 衝立式の場合は、材質、縦、横、高さ、厚さ、鉛当量（mmpb）等を記入する。
 - ③ 診療室の外側の最大放射線量は、1室で2台以上使用するときは総和値を記入する。

- (3) 診療室の壁等の外側における最大放射線量
- ① 専用、兼用の部屋のいずれかに○を付ける。
 - ② 1000 μ Sv/W 又は 20 μ Sv/H 以下であること。
- (4) エックス線診療室である旨を示す標識（使用中、ランプ等も含む）作業従事者用、飼育者用の注意事項の有無記入

3の(3) エックス線診療室の放射線防止に関する予防措置関係

- (1) 管理区域
- ① 管理区域境界の最大放射線量は、実効線量が3月につき1.3mSv 以下であること。
 - ② 管理区域の標識の有無を記入すること。
- (2) 敷地の境界等における防護
- ① 敷地内の人々が居住する区域の境界の実効線量が3月につき250 μ Sv以下であること。
 - ② 診療施設の境界の実効線量が3月につき250 μ Sv 以下であること。
- (3) その他
- ① エックス線診療室の周囲がわかる1/50 の縮尺図に管理区域、敷地の境界、居住区域、標識、表示注意事項、防護物質、厚さ、寸法等を記入する。

3の(4) その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

- (1) 放射線障害の防止に関する予防措置
- ① 防護用具の保有状況は、防護手袋、防護エプロン等の保有数を記入する。また、これ以外に保有する防護用具があれば品名と数量をその他に記入する。
 - ② エックス線従事者の放射線測定器は、該当する品目に保有数を記入し、これ以外の測定器があれば名称数量を記入する。
 - ③ その他の措置で、従事者の健康診断は、放射線業務に従事する前及び就業後1年を超えない期間毎に1回受診する必要がある。

4 エックス線診療に従事する獣医師の経歴

経歴は、診療施設等でエックス線診療に従事した期間、エックス線の講習会・研修会等の参加があれば（受講証の写しの添付）記入する。

※電離放射線漏えいエックス線量測定報告書（第2号様式4面）

- (1) エックス線装置
- 用 途：その他（ ）には、治療、口内法撮影用等を記入する。
- (2) 測定記録
- 測定者名：エックス線を取扱える資格を有する者の免許の種類と登録番号及び氏名を記入する。
- （エックス線作業主任者、作業環境測定士、第一種放射線取扱主任者獣医師等）
- 測定上の条件：特に条件を設定して測定した場合、測定個所の選定、測定を計算で行った場合等について記入する。
- (3) 測定結果
- レンジ：測定値、算定値の単位について記入する（ μ Sv はそのまま）。長時間撮影の場合は μ Sv/Hを記入する。また数値が大きい場合には、mSv等を記入する。